

彰化縣○○○○自治條例草案

中華民國93年1月13日府法制字第0900000000號令制訂  
中華民國93年12月13日府法制字第0900000000號令修正  
中華民國104年10月28日府法制字第1040000000號令修正  
中華民國105年1月4日府法制字第1040000000號令註銷104年10月28日修正令如下  
(中華民國104年10月28日府法制字第1040000000號令)  
中華民國105年1月4日府法制字第1040000000號令修正

第一條 彰化縣政府(以下簡稱本府)為管理彰化縣(以下簡稱本縣)泊地，特制定本自治條例；本自治條例未規定之事項，依相關法令規定辦理。

第二條 本自治條例用詞釋義如下：

- 一 泊地：係指本縣未劃定公告為漁港，並建設漁港基本及一般設施，而僅設置簡易碼頭或出海道路，以供漁船筏停泊避風或避難處。
- 二 泊地區域：指依第三條所劃定泊地範圍內之水域，與建設、開發停泊設施所需之陸上地區。

第三條 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○。 <此為第三條第二項>

第四條 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第五條 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第六條 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○。

第七條 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○。

第八條 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○：

- 一 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- 二 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第九條 本自治條例自公布日施行。